

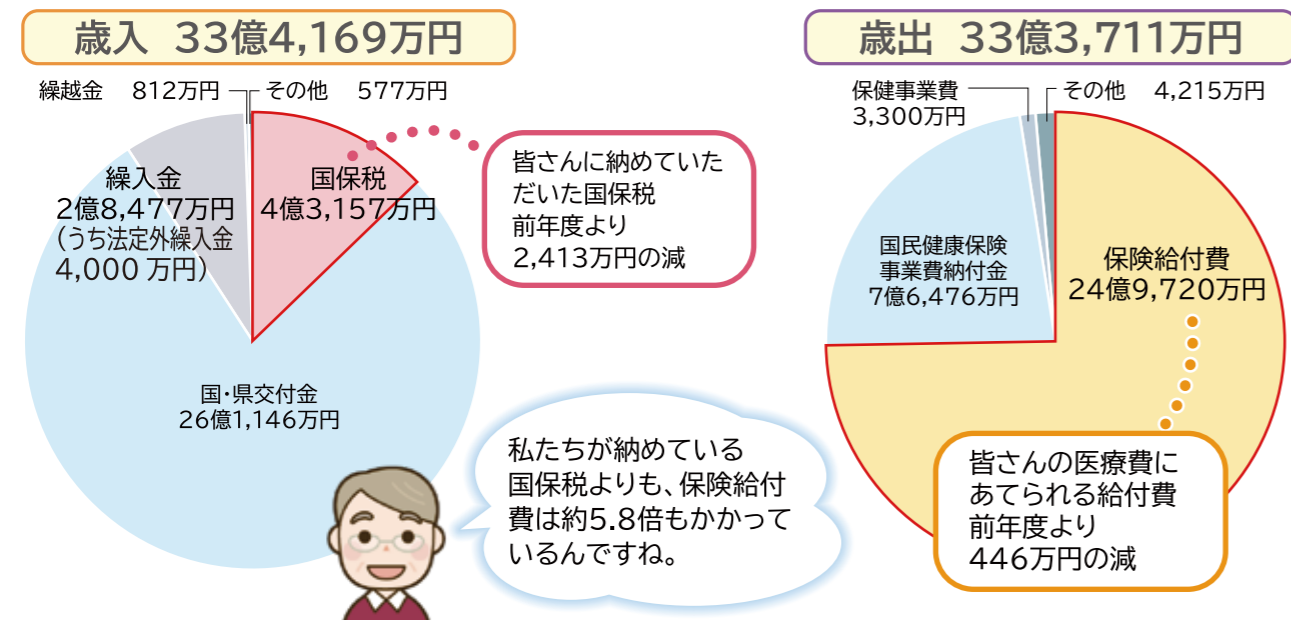
# 枕崎市の国民健康保険～これまでとこれから～

枕崎市の国保



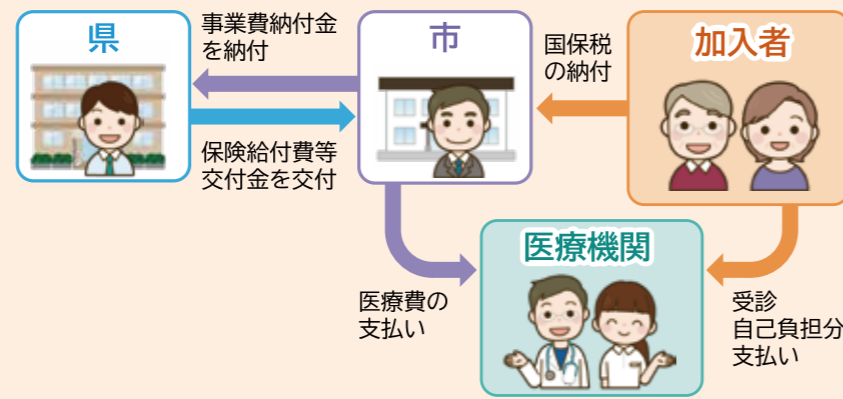
本市の国民健康保険について、4回連続の特集を掲載します。  
 今回は、財政状況(令和5年度決算)と、保険税の決定方法についてです。  
 本市の国民健康保険(以下、国保)の現状について、ご存じでしょうか？  
 国保は、病気やけがをしたときなど安心して医療機関にかかることができるように加入者全体で支えあう制度です。被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税(以下、国保税)は国保制度を維持していくための重要な財源となっています。  
 本市の国保財政は、社会情勢の変化と医療技術の進歩、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加により厳しい状況が続いています。被保険者以外の市民の皆さんにもご負担をいただいている法定外繰入金(一般会計からの補填=財源不足)で黒字決算となっている状況です。  
 鹿児島県では現在、国保税は、市町村が市町村ごとにかかった医療費を参考に税率を設定しており、住んでいる市町村によって負担が異なりますが、「県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ国保税」となる「完全統一」を目指しています。  
 国保財政を安定的に運営していくためには、法定外繰入金については、計画的に解消に向けて取り組む必要があります。

## 枕崎市国保の財政状況(令和5年度)



## 国保財政の仕組みについて

国保は、都道府県と市区町村が共同で運営しています。  
 都道府県は、市区町村が支払う医療費と同額の交付金を交付します。市区町村は都道府県が市区町村ごとに決定した納付金に見合った国保税を設定、徴収して都道府県に納めます。  
 皆さんに納付していただく国保税は、この納付金の支払いにあてられます。



4月号では、これまでの法定外繰入金の状況について掲載します。

■問合せ 健康課保険医療係 Tel76-1127

## 令和7年度 交通弱者に対する

# タクシー運賃の助成の申請(利用)が始まります。

4月1日～

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和7年度も実施します。

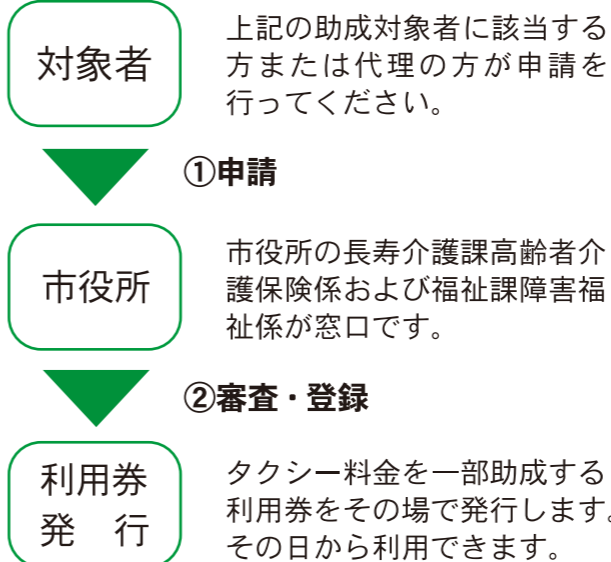
### 助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1)75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)
- (2)次の①～⑤のいずれかに該当する方
  - ①各種(身体・療養・精神)障害者手帳をお持ちの方
  - ②要介護認定者
  - ③介護予防・日常生活支援総合事業対象者
  - ④難病患者
  - ⑤小児慢性特定疾病患者

### 申請の流れ

申請は **4月1日(火)** から  
 ・助成対象者の条件(1)に該当する方は **長寿介護課高齢者介護保険係**  
 ・助成対象者の条件(2)に該当する方は **福祉課障害福祉係**  
 で受付を開始します。



### 申請時に持参するもの

- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証等の本人確認できるもの
- ・左の(2)の①～⑤に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

### 利用券の発行・使用

- ・登録者1人当たり利用券(1枚300円)を36枚交付します。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- ・お友達同士と一緒に利用することもできます。

### 注意点

- ・利用券の再発行はできません。
- ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・交付枚数の上限は36枚です。
- ・利用期限は令和8年3月31日までです。
- ・令和6年度分の利用券は、令和7年4月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

### 問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。  
 福祉課高齢者介護保険係 TEL 76-1195  
 (4月からは長寿介護課高齢者介護保険係)  
 福祉課障害福祉係 TEL 76-1197

